

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 令和4年4月1日変更</p> <p>定款</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 令和____年____月____日変更</p> <p>定款</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
(変更履歴)	
平成27年4月1日施行	
平成28年4月1日変更	
平成29年3月31日変更	
平成30年4月1日変更	
令和元年7月1日変更	
令和2年2月1日変更	
令和2年5月1日変更	
令和2年7月8日変更	
令和3年2月1日変更	
令和3年4月16日変更	
令和4年2月1日変更	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(目的) 第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。	(目的) 第3条 本機関は、電気事業者が営む電気の需給の状況の監視、 <u>電気の安定供給のため必要な供給能力の確保の促進</u> 及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。
(業務内容) 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～四の二 (略) 五 入札の実施その他の方法により <u>発電用の電気工作物</u> を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 (略) 五の三 前号に掲げる業務(以下「広域系統整備交付金交付業務」という。)を実施するため、法 <u>第28条の47</u> 第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六～十 (略)	(業務内容) 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～四の二 (略) 五 入札の実施その他の方法により <u>発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)</u> を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 (略) 五の三 前号に掲げる業務(以下「広域系統整備交付金交付業務」という。)を実施するため、法 <u>第28条の48</u> 第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六～十 (略)
(用語) 第7条 (略) 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～九 (略) 十 「連系等」とは、発電設備等若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電気的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設備の内容又は運用を変更し、流通設備に電気的な影響を与えることをいう。 十一・十二 (略) 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、 <u>発電用の電気工作物</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電用の電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電用の電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。 十四 (略)	(用語) 第7条 (略) 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～九 (略) 十 「連系等」とは、発電設備等(<u>発電設備及び蓄電設備をいう。以下この号において同じ。</u>)若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電気的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設備の内容又は運用を変更し、流通設備に電気的な影響を与えることをいう。 十一・十二 (略) 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、 <u>発電等用電気工作物</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電等用電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電等用電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。 十四 (略)
(会員の責務) 第11条 (略) 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。 一・二 (略) 三 法第28条の43の規定により、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。 四 (略) 3 (略)	(会員の責務) 第11条 (略) 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。 一・二 (略) 三 法第28条の43の規定により、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気又は蓄電用の事業用電気工作物の放電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。 四 (略) 3 (略)
(役員の兼職禁止等) 第34条 (略)	(役員の兼職禁止等) 第34条 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
2・3 (略) 4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人(以下「役員等」という。)となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となってはならない。 5 (略) 6 役員は、その退任後、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等若しくは親法人等の役員等となってはならない。	2・3 (略) 4 役員は、その退任後 <u>二年間</u> 、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人(以下「役員等」という。)となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となってはならない。 5 (略) 6 役員は、その退任後 <u>二年間</u> 、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又は <u>電気事業を営む</u> その子法人等若しくは親法人等の役員等となってはならない。 <u>また、役員は、その退任後二年間、役員の任期において本機関と売買、賃借若しくは請負等の契約を締結した法人等又は売買、賃借若しくは請負等の競争入札への参加実績のある法人等の役員等になってはならない。</u> 7 役員は、その退任後二年間、役員等となろうとする法人等と役員の任期における売買、賃借若しくは請負等の契約又は競争入札への参加の実績の有無及び役員が退任後に関与する事業の内容と役員が本機関において関与した事業の内容の関係の確認により本機関の中立性が確保されることについて、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければ、法人等の役員等となってはならない。 8 前項に掲げる理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決については、公表するものとする。
(新設) (新設)	
(評議員会の設置) 第43条 (略) 2 (略) 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。 一～五 (略) 六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する <u>発電用の電気工作物の設置</u> に係る進捗状況及び稼働状況 七 (略)	(評議員会の設置) 第43条 (略) 2 (略) 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。 一～五 (略) 六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する <u>発電等用電気工作物の維持・運用</u> に係る進捗状況及び稼働状況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況 七 (略)
(借入金及び広域的運営推進機関債) 第61条の2 本機関は、法 <u>第28条の52</u> 第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債(以下「機関債」という。)の発行(機関債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。	(借入金及び広域的運営推進機関債) 第61条の2 本機関は、法 <u>第28条の53</u> 第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債(以下「機関債」という。)の発行(機関債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。
(政府保証) 第61条の3 本機関は、法 <u>第28条の53</u> の規定により、前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる。	(政府保証) 第61条の3 本機関は、法 <u>第28条の54</u> の規定により、前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる。
(余裕金並びに解体等積立金及び納付金の運用) 第61条の4 本機関は、法 <u>第28条の54</u> 各号に掲げる方法により、業務上の余裕金を運用することができる。 2 (略)	(余裕金並びに解体等積立金及び納付金の運用) 第61条の4 本機関は、法 <u>第28条の55</u> 各号に掲げる方法により、業務上の余裕金を運用することができる。 2 (略)
附則(令和2年3月30日)	附則(令和2年3月30日)

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
(施行期日) <u>第1条</u> この定款は、令和2年5月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	(施行期日) この定款は、令和2年5月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
附則（令和2年7月8日） (施行期日) <u>第1条</u> この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。	附則（令和2年7月8日） (施行期日) この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
附則（令和3年2月1日） (施行期日) <u>第1条</u> この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。	附則（令和3年2月1日） (施行期日) この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
附則（令和4年1月26日） (施行期日) <u>第1条</u> この定款は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	附則（令和4年1月26日） (施行期日) この定款は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
附則（令和4年4月1日） (施行期日) <u>第1条</u> この定款は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	附則（令和4年4月1日） (施行期日) この定款は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)
この定款は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。